

県内事業主の皆様へ

移住・就業支援金に係る法人登録のご案内

静岡県の運営する求人情報サイト「しずおか就職 net」に移住・就業支援金の対象法人として求人登録し、東京圏の人材（移住者）を県内に受け入れる場合、従業員となる移住者に移住・就業支援金が移住先市町から支給されます。

東京圏からの採用を検討されている法人については、積極的な登録をお願いします。

ただし、移住者が移住・就業支援金を申請した日から5年以内に、移住先市町から転出された場合は、移住者に返還義務が生じますので、求人内容や配属先について御配慮いただく必要があります。

○「**移住・就業支援金**」とは、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、UIJ ターンによる就業者を創出する事業です。県の認定した地域の中小企業に就業する移住者を支援します。

（最大 100 万円、単身の場合 60 万円）

○「**しずおか就職 net**」とは…

静岡県が管理運営する求人サイトです。県内に事業所がある法人であれば、登録可能です。

移住・就業支援金制度における対象法人の登録には、国の提示する要件を満たし、市町長から推薦を受ける必要があります。

法人登録の要件：

前提：しずおか就職netに登録していること

- ・ 市町が定める要件を満たし、推薦する法人であること
- ・ 官公庁等でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

法人登録申請時に提出する書類

法人登録申請時に提出する書類を法人の事業所のある市町へ提出してください。

- ア マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人に係る登録申請書
- イ 移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項
- ウ 雇用保険の適用事業主であることを証する書類の写し

移住者（法人が東京圏から採用する者）の制限：

以下の①②③すべてに該当する方が対象となります。

①【移住元】東京 23 区の在住者又は通勤者（直近 5 年以上）

対象となる通勤者の詳細は？

- ・ 移住直前に、連続して5年以上、東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ、東京 23 区に通勤していた方
- ※雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

②【移住先】静岡県

いつ移住しても対象になるの？

期間等の要件があります。

- ・ 静岡県が移住支援事業の詳細を公表(平成31年4月1日)した後の転入であること
- ・ 移住・就業支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること
- ・ 申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること

③【就業】移住支援事業を実施する静岡県がマッチングサイト（しずおか就職 net）に、移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方

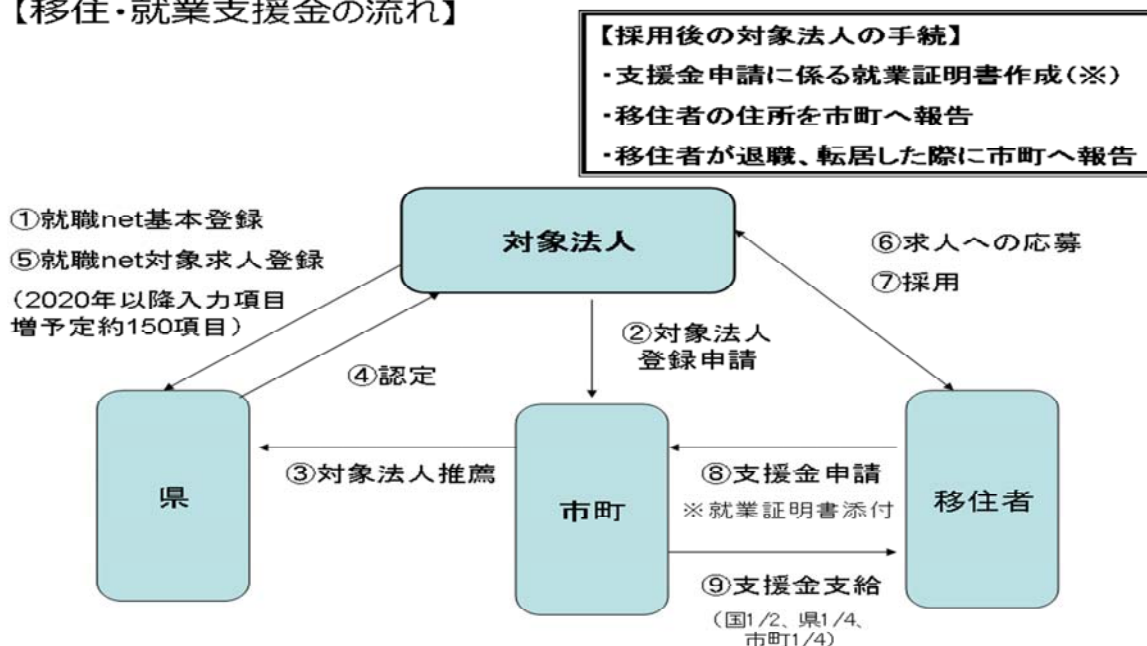
対象となる求人は？

- ・ 静岡県が選定する法人の週20時間以上の無期雇用契約の求人
- ※ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業は対象外

次の方は対象外となります

- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- ・ 外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれの在留資格も有しない方

【移住・就業支援金の流れ】

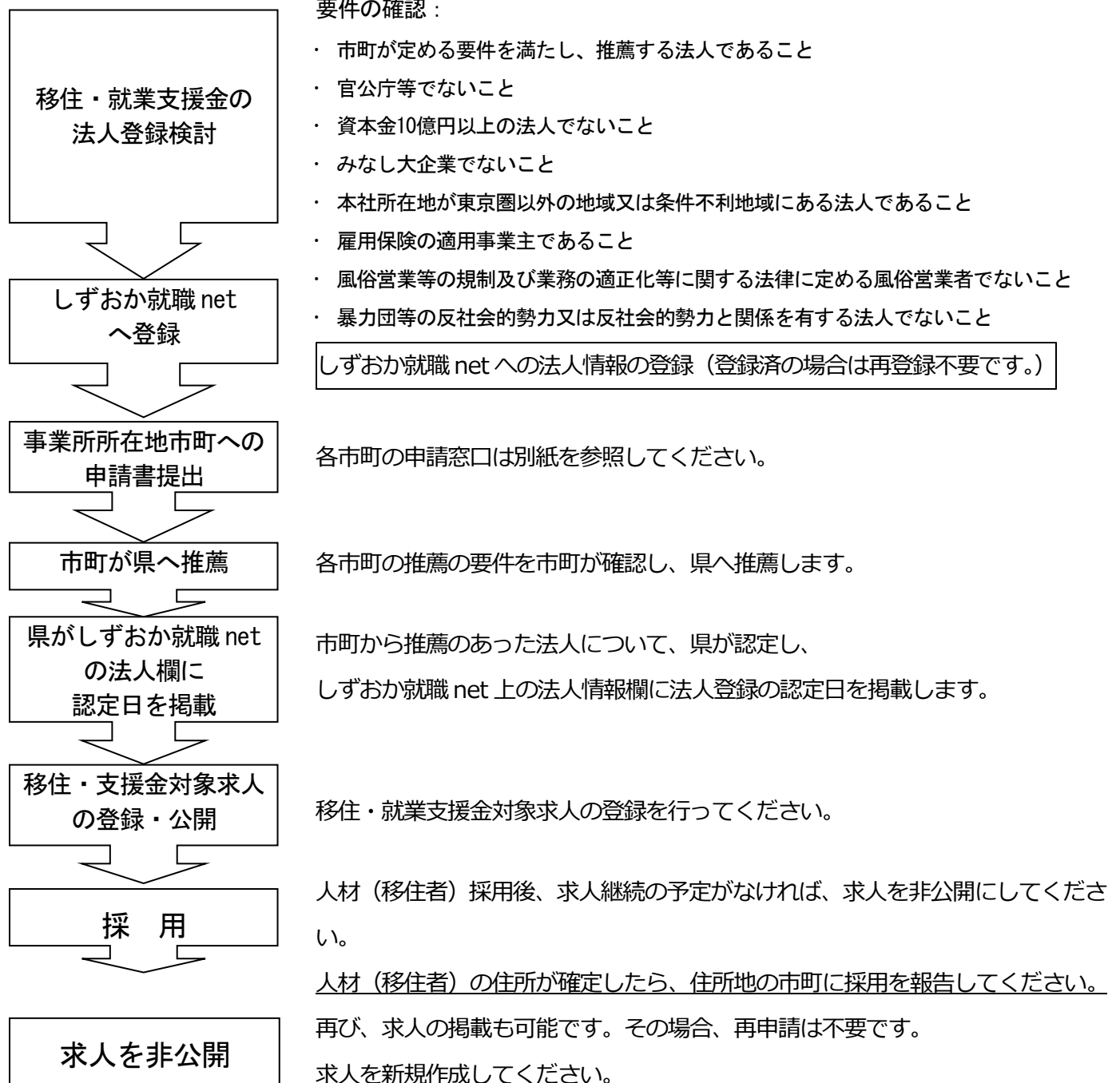


移住・就業支援金法人登録までの手順

静岡県の移住・就業支援金制度のための移住・支援金マッチングサイト（しずおか就職 net の移住・支援金専用求人欄）へ対象法人として登録し、求人掲載するための手引きです。

移住・就業支援金制度は、長期継続雇用を念頭においた正社員の求人を対象としています。

なお、登録した法人が移住・就業支援金の対象となる移住者を採用した場合には、就業状況の確認への協力が求められます。



マッチングサイトへの法人登録申請に関する市町担当窓口及び法人登録の要件

市町名	担当課	電話番号	市町が定める法人登録の要件
静岡市	産業政策課/中小企業支援係	054-354-2232	静岡市が運営する若者就労支援サイト「しずまっち」の登録企業であること
浜松市	産業総務課	053-457-2339	「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」登録事業所であること
沼津市	商工振興課	055-934-4749	沼津しごと応援サイト「ぬま job」に登録していること
熱海市	観光経済課/産業振興室	0557-86-6204	市税の滞納がないこと
三島市	商工観光課/商工労政係	055-983-2655	・市税の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること
富士宮市	商工振興課/工業振興・労政係	0544-22-1154	ハローワークに求人を登録していること
伊東市	産業課/商工労働係	0557-32-1734	市税の滞納がないこと
島田市	商工課/商工係	0547-36-7164	求人を公開していること
富士市	商業労政課/雇用労政担当	0545-55-2778	市税の滞納がないこと
磐田市	経済観光課	0538-37-4819	市税の滞納がないこと
焼津市	商業・産業政策課	054-626-1175	求人を公開していること
掛川市	産業労働政策課	0537-21-1125	市税の滞納がないこと
藤枝市	産業政策課	054-643-3165	求人を公開していること
御殿場市	商工振興課	0550-82-4683	市税の滞納がないこと
袋井市	産業政策課	0538-44-3136	市税の滞納がないこと
下田市	統合政策課	0558-22-2212	市税の滞納がないこと
裾野市	産業振興課	055-995-1857	市税の滞納がないこと
湖西市	産業振興課/商工労政係	053-576-1215	市税の滞納がないこと
伊豆市	観光商工課	0558-72-9911	市税の滞納がないこと
御前崎市	商工観光課	0537-85-1135	市税の滞納がないこと
菊川市	商工観光課/産業振興係	0537-35-0936	市税の滞納がないこと
伊豆の国市	農業商工課/農業商工係	0558-76-8003	市税の滞納がないこと
牧之原市	商工企業課	0548-53-2647	市税の滞納がないこと
東伊豆町	企画調整課	0557-95-6202	町税の滞納がないこと
河津町	企画調整課	0558-34-1924	町税の滞納がないこと
南伊豆町	商工観光課	0558-62-6300	町税の滞納がないこと
松崎町	企画観光課	0558-42-3964	町税等の滞納がないこと
西伊豆町	まちづくり課	0558-52-1966	町税の滞納がないこと
函南町	企画政策課	055-979-8101	町税の滞納がないこと。
清水町	産業観光課	055-981-8239	町税の滞納がないこと
長泉町	産業振興課/にぎわい企画チーム	055-989-5516	町税等の未納がないこと
小山町	おやまで暮らそう課	0550-76-6137	町税の滞納がないこと
吉田町	産業課/商工観光水産部門	0548-33-2122	・ハローワークに求人を登録していること ・町税等の滞納がないこと
川根本町	観光商工課	0547-58-7077	・ハローワークに求人を登録していること ・町税等の滞納がないこと
森町	産業課/商工観光係	0538-85-6319	・森町企業立地・雇用促進特設サイトに登録した企業であること ・町税の滞納がないこと

移住・就業支援金マッチングサイトへの法人登録に関する県担当窓口

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課
e-mail:roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp
電話番号:054-221-2825 FAX:054-221-1979